

松江市原子力発電所 からの 環境安全対策協議会 お知らせ

No.15

平成23年7月1日

発行：松江市防災安全部原子力安全対策課
電話：0852-55-5616 FAX：0852-55-5617

今回は、福島第一原発の原子力災害を受け、本市が実施した対応や環境安全対策協議会の開催状況についてお知らせします。

3月11日、東北地方を中心に発生した地震および津波により、被災されました多数の住民の方、そのご家族の皆さまに対して、心からお見舞い申し上げます。

また、福島第一原子力発電所において、周辺住民の方々に避難を強いる深刻な原子力災害が発生しました。このことにより、同じ原子力発電所周辺に住む松江市民の方々は大変な不安を感じておられると思います。

1 事故発生当初の市の対応

市は、3月11日の福島第一原子力発電所の原子力災害発生時から情報収集に努めました。詳細な情報が入らない中でしたが、市民の皆さまからの問い合わせに対して、事故の状況などを情報提供しました。

また、被災地である福島県からの要請により、3月14日には島根県を通じて防護服や防護マスクなどの原子力防災資機材を支援したほか、原発立地町である女川町にも救援物資を届けました。



安住女川町長から感謝の言葉を受ける市職員

2 中国電力に対する対応

3月15日に、松江市長が中国電力山下社長に対し、事故に関する情報提供と島根原発の安全対策の実施を要請しました。

中国電力からは16日に島根2号機の応急的な津波対策実施の報告があり、市では県と合同でその実施状況について現地確認を行いました。

3月24日には、中国電力山下社長から、島根1号機も含め、島根1、2号機の応急的な津波対策実施の報告を受けました。

また、中国電力が行う緊急時対応訓練の現地立会も行いました。



山下社長から説明を受ける松浦市長



消防車による冷却水供給訓練



高圧発電機車による電源供給訓練

7 島根原子力発電所の津波対策について

このたびの福島第一原子力発電所の事故を踏まえて経済産業省原子力安全・保安院より各電力事業者に対し、現在判明している知見に基づき、津波による電源機能等喪失時においても放射性物質の放出を抑制しつつ原子炉施設の冷却機能を回復することを可能とするための緊急安全対策を講じるよう指示が出されました。

中国電力から説明を受けた島根原子力発電所での緊急安全対策の実施状況ならびに更なる信頼性の向上対策の概要は、下記のとおりです。

緊急安全対策の内容

万一の電源機能等喪失時にも炉心・使用済燃料の損傷を防止

① 浸水被害の軽減

- 出入口扉等の浸水防止対策（1・2号機とも実施済）

② 電源の確保

- 高圧発電機車、可搬式発電機の確保
- 発電機用の燃料補給手段の確保

③ 冷却機能の確保

- 原子炉格納容器の圧力上昇を防止するため、圧力を下げる資機材の確保
- 消防ポンプ車等による原子炉、使用済燃料プールへの代替注水手段の確保

④ 緊急時の対応手順、訓練等

- 緊急時に必要となる資機材・設備の点検〔1号機については今回の定期検査中に実施〕
- 緊急時対応手順の確認 ● 緊急時対応訓練の実施

*上記の緊急安全対策は、5月27日に実施を完了しています。

*3号機については対策を検討中です。



高圧発電機車

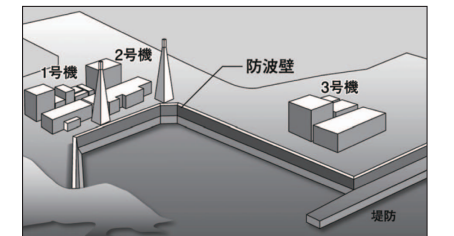
更なる信頼性向上対策の内容

① 津波被害を最小限にするための設備強化

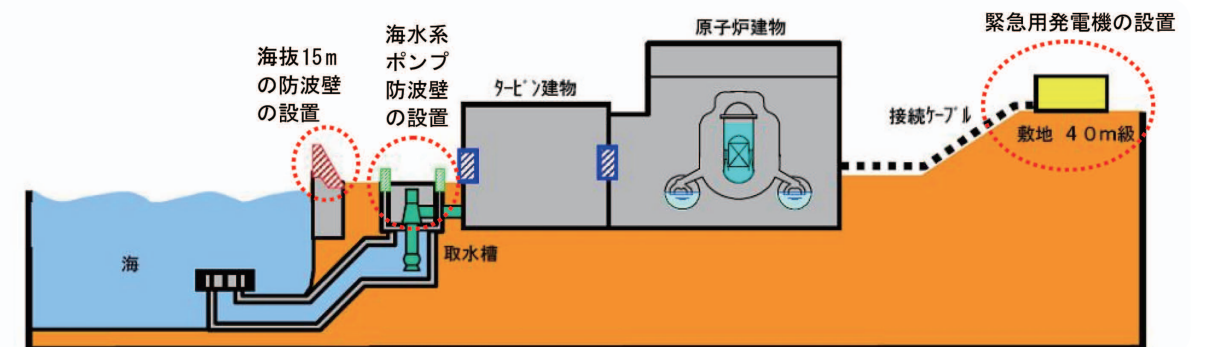
- 防波壁の強化〔25年完成予定〕
- 建物の浸水防止対策の強化（水密性を高めた扉への取替等）〔24年度内目途〕
- 海水系ポンプエリアの浸水防止対策〔23年度内目途〕

② 重要設備を代替する機能の一層の充実

- 約40基の高台へ緊急用発電機の追加設置〔年内目途〕
- 海水ポンプ用予備品・代替品の確保（2号機の予備品は配備済）〔年内目途〕



防波壁イメージ図（中国電力提供）



発電所イメージ図（中国電力提供）

「平成23年度広報・安全等対策交付金」で作成しました。

6 23年度 第1回 松江市原子力発電所環境安全対策協議会の開催

5月25日に、原子力安全・保安院および中国電力が、島根原子力発電所の緊急安全対策について、協議会委員に対し説明を行いました。主な説明内容は下記のとおりです。

(1) 中国電力小原島根原子力本部副本部長から島根原子力発電所で実施された緊急安全対策について説明がありました。

島根1、2号機において、建物への浸水防止対策、電源の確保、冷却機能の確保、緊急時の対応手順の確立、訓練の実施などの津波対策を実施していると説明がありました。また、さらなる信頼性向上対策として、海拔15mの防波壁や約40mの高台へ非常用発電機を設置することなどの設備強化を今後実施していくと説明がありました。

※対策の概要については次のページ(P4)をご覧ください。

(2) 原子力安全・保安院 山本 原子力発電検査課長から島根原子力発電所の緊急安全対策や国の判断について説明がありました。協議会での主な質疑内容は以下のとおりです。



原子力安全・保安院に質問する松浦市長



原子力安全・保安院 山本 原子力発電検査課長

協議会での主な意見、質疑の内容

委員

地元は、国の安全だという言葉信じ、併せてエネルギー安定供給には原子力が必要だということを知り、原子力を受け入れてきたが、原子力に対する信頼が損なわれた。一日も早くこの事故を収束させ、原因究明、安全対策を早急に講じてもらいたい。それに加え、エネルギー政策の中の原子力発電所の問題をどうするのか、基本的な国の姿勢を早く示していただきたい。

委員

津波で全電源が喪失される前に、地震によってさまざまな機器が損傷を受けた可能性が高いのではないかと。地震による影響を把握しない限り原因究明はできず、対策もできないのではないかと。

原子力安全・保安院

機器・配管が地震によって破損しているかは今後、検証が必要。ただ、地震が起きてから津波が来るまでの間、全ての設備がきちんと動作していたことは実際のデータから裏付けされており、機能は果たしていたと思っている。

委員

浜岡原発は危険性が高いので停止された。今後30年間の震度6強以上の地震が起こる確率は、島根では0%と説明があったが、福島でも0%であったと言われている。0%だからと言って止めなくてよい根拠はない。島根も停止させるべきだ。

原子力安全・保安院

原子力発電所の耐震安全性は地震の発生確率で対策を行っているのではない。過去10数万年の地震の経歴や断層について調査し、地震が起きるという前提で対策を実施している。島根においても同様。今回の浜岡の判断は、プレート境界型地震が一定の周期で必ず起きており、周期が間近に来ていることから最終的に総理が判断されたものである。

3 経済産業省、原子力安全・保安院に対する対応

3月24日に、経済産業大臣および原子力安全・保安院長に対し、下記の事項について要請しました。

要請内容

- 原発周辺に住む住民の不安を払拭するために適時適切な情報提供を行うこと。
- 事故の徹底した原因究明と、国が今回行った災害対策の検証を早急に実施すること。
- 島根原子力発電所の安全性について国の考え方を示すこと。
- 原子力災害は法に基づき国が対応すべきものである。全国の原発立地地域においても避難誘導などの検討について責任ある対応をすること。

また、5月6日に全国の原子力発電所で行われた緊急安全対策について国が妥当であると判断したことを受け、5月12日に松浦市長が全国原子力発電所所在市町村協議会のメンバーとして海江田経済産業大臣に面会し、下記のことについて要請しました。

要請内容

- 緊急安全対策は地震の影響を考慮していないが、それで安全性は十分なのか説明してほしい。
- 松江市は半径20km圏内に市民のほとんど(約20万人)が住んでいる。避難指示を福島原発から半径20kmとした経緯を説明してほしい。



海江田経産大臣(左)と松浦市長(右)

4 原子力安全・保安院からの説明

○島根原子力発電所の緊急安全対策について

5月18日に原子力安全・保安院の黒木審議官から、島根原子力発電所の緊急安全対策や国の判断について説明を受けました。主な説明内容は下記のとおりです。

説明内容

- 島根原子力発電所の緊急安全対策は適切に実施されており、島根1、2号機の運転継続や運転再開することは安全上支障ないと判断した。
- 今後も継続して改善に取り組み緊急安全対策の信頼性向上に取り組む。
- 福島第一原発の原因調査結果を踏まえ安全基準等を含めた安全規制の見直しを実施する。

松浦市長は黒木審議官に対し、事故の全容が解明されていない中で緊急安全対策だけで十分なのか判断できないので、事故の原因究明を行い改めて説明することや、浜岡原子力発電所の停止要請について根拠をしっかりと説明することなどを要請しました。



黒木審議官から松浦市長への説明

5 市の原子力防災対策についての対応

今回の原子力災害では、福島第一原子力発電所を中心に半径20kmの区域が避難区域に設定されました。市としては、島根原子力発電所の運転は厳格な安全確保が大前提であり、原子力災害があってはならないと考えておりますが、今回の事故を踏まえ、市の原子力防災対策を検討するため「松江市原子力災害対策プロジェクト会議」を設置し、福島と同様の事態が起きた場合に想定される課題に対して対応を検討しています。